

令和2年7月21日

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
に関するQ&A（第1版）

山口県健康福祉部長寿社会課

目 次

【共通事項】

- ・ 感染疑いの場合について (Q 1) 1
- ・ 濃厚接触者について (Q 2) 1
- ・ PCR検査で陰性であった場合の経過観察期間中の取扱いについて (Q 3) 1
- ・ 従来どおりのサービスを提供している事業所について (Q 4) 2
- ・ 事業の対象となる期間等について (Q 5) 2
- ・ 対象となる事業所について (Q 6～7) 2
- ・ 介護施設等の単価について (Q 8) 3

【介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業】

- ・ 休業要請を受けていない事業所について (Q 9～11) 4
- ・ 介護報酬との兼ね合いについて (Q 12～13) 4～5
- ・ 従前からの備蓄の使用について (Q 14) 5
- ・ 予定経費について (Q 15) 5
- ・ 経費の対象になる職員について (Q 16) 5
- ・ (割増) 賃金・手当、宿泊費について (Q 17～22) 6～7
- ・ その他対象経費について (Q 23～26) 7～8
- ・ 自主休業により補助を受けた後に感染者が発生した場合の補助について (Q 27) 8

【介護サービス事業所等との連携支援事業】

- ・ 職員の応援派遣に係る費用について (Q 28～30) 9
- ・ 県境を越えた応援派遣について (Q 31) 10

【共通事項】

<感染疑いの場合について>

Q 1 本事業の対象事業所等に該当しない場合でかかり増し経費が発生した場合、たとえば「感染疑い」（肺炎症状を示して PCR 検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等）ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は補助対象となるのか。

本事業の対象となるのは実施要綱第 2 条（1）（2）の場合のみのため、対象とならない。

<濃厚接触者について>

Q 2 実施要綱第 2 条（1）③の濃厚接触者の定義は何か。例えば感染の疑いが有り PCR 検査を受けた者で陰性の者や、感染者や濃厚接触者と接触があり経過観察中の者も含まれるのか。
また、濃厚接触者は、利用者のみを指し、職員や利用者家族等は含まれないのか。

濃厚接触者は保健所の判断となる。また、職員や利用者家族等は含まれない。

<PCR 検査で陰性であった場合の経過観察期間中の取扱いについて>

Q 3 感染者が発生した介護老人福祉施設に併設する短期入所施設で、PCR 検査は陰性であったが経過観察のため期間を延長して利用した場合、介護計画上の必要ではなく感染防止を目的としたものであるため、施設利用にかかる経費を当該助成の対象とすることはできるか。

経過観察期間中でも基本は介護報酬での対応となるが、感染が発覚した場合や濃厚接触者が判明した場合は本事業により、当該入所者の対応によりかかったかかり増し経費を対象とすることが可能である。

<従来どおりのサービスを提供している事業所について>

Q 4 従来どおりのサービスを実施している事業所で、感染拡大防止のためにマスクや衛生用品等を購入した場合は、本事業の対象外か。

実施要綱第2条の(1)①~④に該当しない場合、(2)の連携事業を行わない場合は、対象外。ただし、山口県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の対象になる可能性はある。

<事業の対象となる期間等について>

Q 5 事業の対象は、令和2年1月15日以降となっているが、いつまでが対象となるのか。

令和2年度末までが事業の対象となる。

<対象となる事業所について>

Q 6 いわゆる「医療みなし」であり介護サービス事業所の指定を行っていない訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導の各事業所については対象となるか。

介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となる。

Q 7 補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)」とあるが、これらは「特定施設入居者生活介護」事業所という理解なのか。それとも、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのか。

特定施設でなくても対象となる。

<介護施設等の単価について>

Q 8 基準単価で、介護老人福祉施設等は1定員当りの単価に定員数を単純に
乗じれば良いのか。感染症の対応をしたフロアやユニットの定員数など、
限定的に積算することになるのか。

総定員数を乗じる。

【介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業】

<休業要請を受けていない事業所について>

Q 9 要綱第2条(1)の事業について、事業者が感染予防のため自主的に休業した(感染者や濃厚接触者が存在していない状態で)場合でも、他の場所でのサービス提供や、訪問を行った場合は助成の対象となるか。

実施要綱第2条(1)④に記載の場合は対象となる。

Q 10 実施要綱第2条(1)④の感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。

通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となる。

Q 11 休業要請を受けていない通所系サービス事業所で、居宅訪問のサービスを未実施の事業所について、以下の場合は対象になるのか。

- ① 事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施。
- ② 電話による安否確認のみを実施。
- ③ 利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供を準備。

居宅訪問サービスを実施していない場合は対象外となる。

<介護報酬との兼ね合いについて>

Q 12 実施要綱第3条(1)※1コの、訪問サービス実施に伴う人員確保のための～とあるが、介護報酬との兼ね合いはどうなるのか。

通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外(ヘルパー等)の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になるため、対象となる。

Q 1 3 通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業又は縮小して、電話安否確認をした場合の、かかり増し経費については対象経費になるのか。

電話の安否確認については介護報酬の対象となるのでかかり増し経費の対象とはならない。

<従前からの備蓄の使用について>

Q 1 4 本事業の対象経費は、年度をまたぐことになるが、令和2年1月15日以降に事業所等において支出した経費と解してよいか。その場合、従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。

本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはならない。

<予定経費について>

Q 1 5 実施要綱第3条（1）の対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。申請日以降の予定経費も計上可能なのか。

申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行う。

<経費の対象になる職員について>

Q 1 6 経費の対象になるのは「当該感染者・濃厚接触者」に対応した職員のみであり、その他の利用者に対応する職員は対象外なのか。

事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となる。

< (割増) 賃金・手当、宿泊費について >

Q 1 7 補助対象経費のうち、「(割増) 賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。あるいは、新たに職員を雇用する場合の人件費は対象になるのか。

また、従前から勤務するスタッフの人件費についても、補助対象となるのか。

割増分以外にも新たに雇用する場合の人件費も対象となる。

なお、従前から勤務する職員の人件費は介護報酬での対応が基本となるが、本事業では特別手当などを補助対象とすることができる。

Q 1 8 感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助対象となるのか。

この場合の宿泊経費も補助対象となる。

Q 1 9 濃厚接触者となった利用者に対してサービスを実施した職員に対し、介護サービス事業所が独自に「危険手当」等を支給する場合、今回の事業の対象となるのか。

また、対象となる場合、手当の上限額はあるのか。

危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当てを支給する場合、実施要綱第2条(1)の事業として対象となる。

なお、手当の上限額については想定していない。

Q 2 0 遡って危険手当を支給した場合も、補助対象となるのか。

1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となる。

Q 2 1 事業継続に必要な（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費については実際に感染者や濃厚接触者に対応した職員のみを対象とすることを考えているが、問題ないか。

当該施設の職員であれば広く対象として差し支えないが、あえて限定することを妨げるものではない。

Q 2 2 訪問介護事業所で利用者にコロナウイルス感染者が発生したため、サービスに入っていた訪問介護員を 2 週間自宅待機とし、その間の給与を保証し、また、5月4日から10日まで自主的に休業し、その間の従業員の給与を6割保障した場合について、補助対象となるか。

自宅待機となった者が濃厚接触者となれば対象となる。

<その他対象経費について>

Q 2 3 実施要綱第3条（1）※1イで、「マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用」が例示されているが、接触感染防止のために血圧計を増やす経費や、症状として現れる肺炎の悪化に対応するパルスオキシメーターなどの医療機器購入経費も対象として差し支えないか。

差し支えない。

Q 2 4 実施要綱第3条（1）※1キで「ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等」と記載があるが、当該タブレットを使用してどのようなサービスを行うことを想定しているのか。

利用者が自宅でタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合等を想定している。

Q 2 5 通所介護事業所の利用者及び職員に感染者が発生したが、その事業所が特別養護老人ホームに併設されている事業所である場合に、感染者発生を受けて、特別養護老人ホーム利用者及び職員との接触を回避するため、施設・事業所の共有部分にパーティションを設置する費用は対象経費となるのか。

感染症対策としてかかり増した経費と考えられる。

Q 2 6 実施要綱第 3 条（1）で、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT 機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナに影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなすのか。

基準単価の範囲内で対象として差し支えない。

<自主休業により補助を受けた後に感染者が発生した場合の補助について>

Q 2 7 通所サービス事業所が、訪問サービスを実施したため、実施要綱第 2 条（1）④に該当したため、申請を行い補助を受けた後に、コロナ感染者が発生したことに伴い、ア「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」、イ「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」等がかかり増した場合は、補助対象になるのか。

実施要綱第 2 条（1）④の算定後に①～③に該当した場合は両方を算定可能である。

【介護サービス事業所等との連携支援事業】

<職員の応援派遣に係る費用について>

Q 2 8 職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当するのか。

- ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金
- ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員を雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金

①、②のいずれも対象となる。

Q 2 9 実施要綱第3条(2)※2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とあるが、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。

含まれる。

Q 3 0 施設Aで感染症が発生し、複数職員が陽性・濃厚接触のため勤務ができず、Aが人員不足となるため、同一法人内の他施設BからAに職員を派遣の上、Aの事業を継続し、Aへの派遣によりBで生じる人員不足に、他法人施設Cから応援派遣した。Cに対し、Bへの派遣のための諸経費を補助する場合(かっこ内の二重下線部分への補助)は補助対象となるか。
(発生施設A ← 同一法人施設B ← 他法人施設C)

最終的に施設Aの支援につながるため対象として差し支えない。

<県境を越えた応援派遣について>

Q 3 1 他府県の事業所等と連携した場合の助成金の申請先は、自主的に休業した事業所等を所管する実施主体ではなく、連携先の事業所等を所管する実施主体と解してよいか。

本事業の補助金申請先については、当該事業所等の所在地の都道府県等となっているが、「連携支援事業」については県境を超えた職員の応援派遣を行う場合が想定され、県境を越えた応援派遣を行う場合については、当該受入施設が所在する都道府県等に補助金の申請をすることが可能としている。